

国土交通省が実施した政策評価についての審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

国土交通省「平成 16 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果(事前評価書)」における事業評価方式を用いた計 43 件の政策評価

2 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針 I－4－ア）。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、政策評価の質の向上に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握及び得ようとする効果の達成見込みについて）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。事前評価を行う場合には、政策を決定する前の時点において、当該政策の実施により得られると見込まれる政策効果を把握した上で、「得ようとする効果」と「実際に見込まれる効果」との関係性を明らかにし、当該政策の有効性を検証することが必要である。すなわち、事前評価においては、当該政策を実施することにより得ようとする政策効果は本当に得られるのか、その確実性（安定性）はどの程度のものなのかについて明らかにしていくことが求められる。

また、得ようとする政策効果が費用に見合ったものとなっているかどうか等の効率性に関する予測は、評価の対象とされる政策に適合した測定手法が開発されない状況において定量的に行うことは必ずしも容易なことではない。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① **政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。**
- ② **政策の実施により得ようとする効果について、実際にどの程度得られると見込まれるかなど、得ようとする効果の達成見込みの確からしさがどのように検証されているか。**
- ③ **費用に見合った政策効果が得られるかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。**

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－４－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① **事後的な検証を行うなど、事前評価の結果の妥当性をどのように検証しようとしているのか。**
- ② **また、事後的な検証を予定している場合には、政策効果の把握の方法が、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。**

3 審査の結果

政策アセスメント（事前評価）について、国土交通省では、その基本計画の中で、「新規に導入しようとする施策等について、必要性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、施策の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明する」ものであり、「新規施策の企画立案にあたり、目標に照らした事前評価を行うことにより、真に必要な質の高い施策の厳選と、目標による行政運営の定着を図る」ものとしている。なお、同省では、実績評価方式を用いた評価である政策チェックアップ（業績測定）、政策レビュー（プログラム評価）及び政策アセスメント（事前評価）の3つの主要な政策評価方式を相互に有機的に連携さ

せて、政策のマネジメントサイクルを確立させ、国民本位で効率的な質の高い行政の実現を図るとしており、政策チェックアップや政策レビューの結果において課題が導き出され、その解決のために新規施策の導入や既存施策の改廃等を行う場合に、政策アセスメントにより目標に照らして必要性等についての分析を行い、その結果を予算要求や法令改正等の政策の意志決定に反映させていくこととしている。

個々の政策の評価に当たっては、当該政策が基本計画に掲げる国土交通省の政策目標のいずれに関連するものであるかを明らかにした上で、その政策目標を達成する手段の妥当性を必要性、効率性、有効性等の観点から評価することとしている。

このうち、政策の必要性の観点からの評価については、①国民にとってのアウトカムである目標と客観的にとらえた現状とを比較することによりそのギャップを認識する、②このギャップが生じている原因を分析する、③原因分析を踏まえて目標達成のためには現状の政策の何をどのように見直す必要があるかについて課題の特定を行う、④そのための具体的な政策手段として新規に導入すべき施策を提示する、という手法で実施しており、国土交通省では、この手法を「ロジカルフレームワーク」（論理的分析手法）と称している。

計 43 件の政策アセスメント（事前評価）についての審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添「政策評価審査表（事前評価関係）」参照）。

【審査結果整理表】

整理 番号	政 策	手 段	得よう とする 効果の 明確性	効果の達成見込 みに関する検証 方法		効果の把 握の方法 の特定性	効率性 に関する情 報
				推論	その他		
1	放置座礁船対策の推進	- 一定規模以上の船舶所有者等に対し船主責任保険等に加入することを義務付ける制度の導入 - 座礁船撤去等に関する国の支援措置の創設並びに海域浄化対策事業及び沈没船処理事業の拡充	○	法的義務付けによる効果の確保		評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析 (総括記述参照)	△
2	国際社会と協調した国際海上運送に従事する船舶及び港湾の保安対策の強化	- 改正 SOLAS 条約(海上人命安全条約)を担保する国内法の制定 - 港湾施設における保安対策の強化を促進するための必要な施設整備に対する支援措置	○	法的義務付けによる効果の確保			△
3	公共用地取得が2か年以上にわたって行われる場合の譲渡所得の特別控除の通算適用の創設	公共用地取得が2か年以上にわたって行われる場合の譲渡所得特別控除の通算適用	○	法的措置による効果の確保			—
4	大都市圏における訪日外国人旅行容易化事業の推進	大都市圏における訪日外国人旅行容易化事業の実施	△ (モデル事業)	○			△
5	新たな民間需要を創出し、資産デフレを克服するための条件整備	土地税制の見直し(大都市の商業地等を中心とする土地に係る固定資産税等の負担軽減、個人の土地長期譲渡所得に係る税率の引き下げ)	△	○	比較推計		△

整理 番号	政 策	手 段	得よう とする 効果の 明確性	効果の達成見込 みに関する検証 方法		効果の把握の方法 の特定性	効率性 に関する情報
				推論	その他		
6	民活と各省連携による 地籍整備の推進	・ 街区の座標調査や民間で作成された 地積測量図等の既存図面の組合せによる地籍調査素図の整備など、法務省と連携しつつ、民間活力を活用した全国の都市部における地籍整備の推進	△	○		（評価時において、 ロジカル フレーム ワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析 （総括記述参照）	△
7	全国都市再生の推進に資するまちづくり総合支援事業の拡充	・ まちづくり総合支援事業において、観光拠点整備事業や事業効果検証調査を補助対象に追加 ・ P F I 手法等の導入対象事業の拡充	△	○			△
8	地域の魅力・活力向上に向けたまちづくり助成金（仮称）の創設	・ 地域の魅力・活力向上に向けたまちづくりの助成金制度の創設	○	○			△
9	効率的な緑とオープンスペースの確保施策の拡充	・ 民間との連携による効率的な都市公園整備・緑地保全・都市空間緑化施策の充実（補助制度の創設等）	△	○			－
10	都市型水害対策に資する下水道整備の推進	・ 緊急都市内浸水対策事業の補助対象施設及び地区要件の拡充 ・ 下水道内水被害緊急改善事業の創設	△	○			－
11	合流式下水道緊急改善事業の拡充	・ 合流式下水道緊急改善事業の拡充	△	○			－
12	密集市街地の緊急整備	・ 特定防災街区整備地区等における各種支援事業等の創設、拡充及び税制上の支援措置等	○	○			－
13	都市再生等に資する河川敷地占用許可準則の改正	・ 現行の河川敷地占用許可準則では認められていない占用主体や占用施設等について、施設等の設置が可能となるよう準則の改正	○	通達の改正による効果の確保			－
14	特定都市河川流域における浸水被害対策の総合的な推進に係る税制の改正及び融資制度の改正	・ 特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の設置に係る所得税・法人税の割増償却制度の拡充 ・ 雨水貯留浸透施設を日本政策投資銀行の低利融資の対象とする制度改正 ・ 雨水貯留浸透施設に係る固定資産税及び都市計画税の負担軽減	（民間業者による雨水貯留浸透施設の設置目標は、流域水害対策計画で明確化される予定）		○ 推計		○
15	低地対策河川事業費補助再編による大規模地震対応の推進	・ 低地対策河川事業費補助の対象に津波対策を追加した上で、地震・高潮等対策事業費補助として再編	△	○			△
16	河川等災害関連特別対策事業の拡充	・ 河川等災害関連特別対策事業の採択基準に道路の災害関連事業を追加し事業内容を拡充	○	○			－
17	土砂災害の発生のおそれがある区域からの移転促進のための税制の創設	・ 土砂災害防止法に基づき土砂災害特別警戒区域等内から移転し、区域外に新たに建築物を取得する場合の登録免許税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設	△	○			△
18	景観や利用に配慮した「いきいき・海の子・浜づくり」の拡充	・ 「いきいき・海の子・浜づくり」の事業内容の拡充	△	○			△

整理番号	政策	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特性	効率性に関する情報
				推論	その他		
19	海岸事業における災害弱者対策の推進	・ 海岸事業の採択要件の見直し ・ 安全かつ安心な生活基盤を確保する施設等の整備	△	○		（評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析（総括記述参照））	△
20	総合的な津波・高潮災害対策の強化事業の拡充	・ 総合的な津波・高潮災害対策の強化事業の拡充	△	○			△
21	路上工事の縮減	・ 路上工事による渋滞軽減のため、占用企業者等に工事縮減のインセンティブが働く仕組みである「外部評価型」の施策への転換	△	○			△
22	電線類地中化の推進（土地区画整理事業及び市街地再開発事業における非幹線道路の電線類地中化の推進）	・ 土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行地区内の非幹線道路（区画道路）における電線共同溝整備費用を補助限度額等に追加 ・ 都市部のバイパス事業、街路事業、土地区画整理事業等に併せた電線共同溝等の原則同時施工の実施	△	○			△
23	耐震性等安全性の低い建築物の改善の促進	・ 密集住宅市街地整備促進事業や優良建築物等整備事業等の支援制度の拡充等	○	○			—
24	地域のニーズに対応した住宅市街地整備の総合的な支援の推進	・ 住宅市街地総合整備事業（豊かな住まい空間創出事業）（仮称）の創設	△	○			—
25	住宅ローン減税の延長	・ 住宅ローン減税の適用期限の延長	△	○	比較推計		○
26	鉄道軌道近代化設備整備費補助制度の拡充	・ 鉄道軌道近代化設備整備費補助制度の拡充	○	○			△
27	地下駅の火災対策施設の整備に対する支援制度の創設	・ 火災対策施設の整備に対する支援制度の創設	○	○			△
28	NPO等が行うボランティア輸送における運転者に対する人材育成のための教育体制の整備	・ 輸送安全面で特に先進的な取組を行うNPO等に対する所要の支援措置	△	○			△
29	貨物自動車運送事業安全性評価事業への支援	・ 貨物自動車運送事業安全性評価事業に対する事業者データ提供システムの構築等の支援	△	○			—
30	新長期規制以降の排出ガス・燃料対策の推進	・ 低排出ガス認定制度の見直し、次世代低公害車の開発促進等 ・ バイオマス燃料対応車の開発促進、大型車の燃費基準の検討、自動車使用燃料規格の検討等の自動車燃料対策の実施	△	法的措置による効果の確保 比較推計実験			△
31	海上物流の高度化に資する船舶の建造促進等による内航海運活性化	・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する、物流高度化船建造促進のための支援措置に必要な資金の補給	△	○			△
32	離島航路補助金におけるバリアフリー化建造費補助の創設	・ 離島補助航路に就航する船舶の代替建造及び改造工事について、船舶建造費及び改造費のうちバリアフリー化に係る工事費の50%を補助	○	○			△

整理番号	政策	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特性	効率性に関する情報
				推論	その他		
33	造船業の次世代人材養成事業の創設	・ 造船業における就業・研修サービスの支援事業	△	○		（評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析（総括記述参照））	△
34	スーパー中枢港湾の育成（次世代高規格コンテナターミナルの形成）	・ 財政投融资制度の拡充 ・ 次世代高規格コンテナターミナルについて、ターミナルシステムの統合・大規模化、IT化等のための管理・運営システムの開発等に対する実験的な措置の実施	○	○			△
35	港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充	・ 財政投融资制度の拡充	○	○			—
36	港湾施設統合補助における施策の拡充	・ 「港湾空間の再開発・高度化」のための施設整備に係る補助対象として、高次基盤施設整備事業として港湾管理者が構築する情報システム整備を追加	△	○			△
37	航空産業への総合的支援策の推進	・ 固定資産税等の税制措置の見直し ・ 航空保安措置強化に対応した支援策	△	○			△
38	管制情報処理システムのフェイルセーフ対策の実施	・ 管制情報処理システムの必要な改善 ・ システム要員を養成するための研修施設の充実	○	○	比較		△
39	3PLに関する人材育成促進事業の推進	・ 人材育成促進事業の実施	△	○			△
40	有害紫外線予測情報の提供	・ 波長別紫外線観測装置の整備等観測・監視の強化 ・ 有害紫外線の実況及び予測情報の国民等への提供	△	○	比較		△
41	北西太平洋津波監視システムの整備	・ 短時間で遠地地震に関する津波予報が発表できるシステムの導入 ・ 我が国を含む外国機関への情報提供、関係諸国との観測データ交換に関する意見交換及び技術調整	△	○			△
42	地球気候システム再現データベースの構築	・ 過去数十年にわたる地球規模の気候システムとその変動の実態を適切に再現できるデータベースの構築 ・ アジア太平洋諸国の関係機関へデータ提供	△	○	比較		△
43	電子国土Webシステムの構築	・ 電子国土Webシステムの構築	○	○	比較		△
合 計（43施策等）			○=15 △=27			—	○=2 △=30

国土交通省では、政策アセスメント（事前評価）において、当該政策が基本計画に掲げる政策目標のいずれに関連するものであるかを明らかにした上で、その政策目標の達成手段としての施策等の妥当性を検証しようとしている。その際、現状が政策目標を達成していないことの原因を分析し、そこに存する課題を実現するための具体的手段として提示する施策等が必要なものであるかどうかについて「ロジカルフレームワーク」により論理的に検証しようとしており、施策等の必要性の検証を主眼としている。

（得ようとする効果の明確性について）

43件の政策評価のうち、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されているものは、15件である。残る28件のうち、27件については、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって効果が得られたとするのか、その状態は必ずしも特定されていない（1件については、今後定められる計画の中で得ようとする効果が明確化される予定である）。得ようとする効果が具体的に特定されていなければ、政策効果が発現した段階において、把握した効果を基に有効性について検証することが困難となることから、得ようとする効果の状態については、より具体的に特定していくための工夫をしていくことが望まれる。

（効果の達成見込みの検証方法等について）

得ようとする効果の達成見込みの確からしさについては、政策アセスメントにおいては必ずしも中心的な検証事項となっていないが、個々の評価においては、比較や推計により達成見込みの確からしさをより実証的に説明しようとしているものもみられる。

国土交通省では、平成15年7月に取りまとめた「平成14年度国土交通省政策評価年次報告書」において、政策アセスメントの今後の取組として、「ロジカルフレームワーク」による分析を更に充実させていくなかで、具体的には、当該施策を実施することにより、当面はどのような成果が見込まれるのか、それがどのようなメカニズムにより最終的な目標の達成に至るのか等について、一層の情報の充実を図ることとしている。そのような取組を通じて、効果の達成見込みの確からしさがより明らかにされていくことが期待される。

（効率性に関する情報について）

効率性の観点からの検証については、同一の費用等でより大きな効果が得られないか等の分析が試みられているものが43件のうち2件みられる。国土交通省の基本計画においては、施策等の実施のために要する費用や社会的費用と効果について説明するほか、可能なものについては、他の選択肢を考慮し、当該施策等の導入がより効率的であることを説明することとしており、そのような取組が進展していくことが期待される。

- （注） 1 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「○」を、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「△」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「－」を記入している。
- 2 「効果の達成見込みに関する検証方法」欄には、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類（「推論」欄には「○」）を記入している（複数もあり得る。）。
- 「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。
- ＜その他の検証方法（例示）＞
- 「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。
- 「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。
- 「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。
- 3 「効果の把握の方法の特定性」欄には、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされている場合には「○」を、効果の把握の方法が不明確の場合には「△」を記入している。
- 4 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「○」（当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「◎」）を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額（実績額）等の記載にとどまっている場合には「△」を、上記の情報が記載されていない場合には「－」を記入している。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた横断的又は共通的な課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添】

政策評価審査表（事前評価関係）

（説明）

本審査表は、公表された国土交通省の「平成16年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」を基に総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書の事前評価票の番号を基に記入した。
「政策（名称、目的等）」欄		評価の対象とされた政策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄		政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「有効性」欄	「効果の達成見込みの根拠」欄	政策の実施により「得ようとする効果」が実際に得られる見込みについて、それがどの程度確実なものなのか、その根拠（確からしさ）が評価の過程でどのように検証されたのか整理し、記入した。
	「分類」欄	「得ようとする効果の達成見込みの根拠」の内容について、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類を記入した（複数もあり得る。）。 「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。 <その他の検証方法（例示）> 「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。 「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。 「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。
「効果の把握の方法」欄		得られると見込まれる効果をどのように把握・推計したのか（事後の検証を予定している場合には、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのか）を記入した。
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		以下に該当するものについて記入した。 「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの 「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの

政策評価審査表（国土交通省事前評価関係）

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
1	放置座礁船対策の推進 (座礁等による損害の補償を確実に なものとするとともに、座礁船が 撤去されずに放置されること等による 海洋汚染等を防止) ○関連する政策目標 19)交通安全の確保 22)地球環境の保全 24)良好な自然環境の保全、形成	○一定規模以上の船舶所有者等 に対し船主責任保険等に参加する ことを義務付ける制度の導入 【予算要求額60百万円(保険義 務付け関連)】 ○座礁船撤去等に関する国の支 援措置の創設並びに海域浄化対策 事業及び沈没船処理事業の拡充 【予算要求額200百万円(座礁船 撤去等に関する支援措置関 連)、32,716百万円(海岸事業 費)の内数、328,937百万円(港 湾整備事業費)(国費)の内数】	○事故が発生した場合に保 険から確実に補償が行われ るようになる。 ○やむを得ず地方公共団体 により対応が行われる場合 でも、制度化された国の支 援により円滑に撤去等の作 業が行われる。	○法律による所要の措置により、保険未 加入の船舶に対しては入港を認めない等 の措置を講じることができ、事故が発生 した場合に保険から確実に補償が行われ るようになる。 ○国の支援の予算措置により、やむを得 ず地方公共団体により対応が行われる場 合でも、国の支援により円滑に撤去等の 作業が行われる。 (平成14年に我が国に入港した外国籍船 の平均保険加入率は、約73パーセント。 一部の船籍の船舶については、極めて保 険加入率が低い。領海を通過するのみの 船舶に対しては国際法上、航行を規制す ることが出来ないことから、そのような 船舶が座礁した場合でも、円滑に撤去等 必要な措置が行われるような制度が必要)	法的義 務付け による 効果の 確保	○評価時において、ロ ジカルフレームワーク により、目標達成に向 けた政策効果を論理的 に分析	
2	国際社会と協調した国際海上運送 に従事する船舶及び港湾の保安対 策の強化(国際社会と協調して国 際海上運送に従事する船舶及び港 湾施設の保安対策の強化を図る) ○関連する政策目標 12)国際競争力の強化 19)交通安全の確保 20)海上における治安の確保	○改正SOLAS条約(海上人命安全 条約)を担保する国内法の制定 ○港湾施設における保安対策の 強化を促進するため、必要な施 設整備に対する支援措置 【予算要求額：港湾整備事業費 328,937百万円(国費)の内数】 【減税見込額(固定資産税の減 免)：約70百万円】	○船舶及び港湾施設におけ る保安の確保 ○我が国に係る国際海上運 送システムの信頼性の向上	○改正SOLAS条約担保法に基づく保安措 置の実施等を義務付けることにより、船 舶及び港湾施設における保安の確保を図 り、もって我が国に係る国際海上運送シ ステムの信頼性の向上が図られる。	法的義 務付け による 効果の 確保	○評価時において、ロ ジカルフレームワーク により、目標達成に向 けた政策効果を論理的 に分析	【必要性】 ○第5回海上人命 安全条約(SOLAS 条約)締約国政府 会 議 に お い て SOLAS 条 約 が 改 正、同改正SOLAS 条約が平成16年7 月1日発効 ○社会資本整備 重点計画(案)
3	公共用地取得が2 ヶ年以上にわた って行われる場合の譲渡所得の 特別控除の通算適用の創設(公共 用地取得の隘路を解消し、公共事 業の早期完成による事業便益の早 期発現に資する) ○関連する政策目標 5)住環境・都市生活の質の向上	○公共用地取得が2 ヶ年以上に わたって行われる場合の譲渡所得 の特別控除の通算適用を可能 にする 【減収見込額：(精査中)】	○公共用地取得の隘路の解 消	○これまで当該通算適用が受けられない ことを理由として、既に隘路となってい る事例については、当該施策により、 今後の解決の道が開かれることにな り、現行制度のまま交渉を続けること に比べてかなりの用地交渉期間の短縮が 期待できる。また、それだけでなく、当 該施策により、そもそも隘路を未然に防 ぐことができる。	法的措 置によ る効果 の確保	○評価時において、ロ ジカルフレームワーク により、目標達成に向 けた政策効果を論理的 に分析	

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
4	大都市圏における訪日外国人旅行容易化事業の推進（外国人旅行環境を整備し、国際観光の振興を図る） ○関連する政策目標 27)国際交流の推進	○大都市圏における訪日外国人旅行容易化事業の実施（大都市圏において外国人旅行者向けの交通機関の共通乗車機能や観光施設の入場割引機能をもった低廉な共通チケットの導入促進を図るため、官民の共同事業として、その実効性についての検証） 【予算要求額：243百万円】	○滞在中の利便性が向上し、訪日外国人旅行者が増加 (参考) 業績指標：訪日外国人旅行者数(743万人(平成18年))	○本事業の実施により、外国人旅行環境が整備され、滞在中の利便性が向上することにより、訪日外国人旅行者の増加につながると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 経済財政運営と構造改革の基本方針2003(平成15年6月27日閣議決定)
5	新たな民間需要を創出し、資産デフレを克服するための条件整備（土地に係る保有コストの軽減により資産デフレを克服するための条件整備を図る。土地の流動化・有効利用の促進） ○関連する政策目標 24)公正で競争的な市場環境の整備	○土地税制の見直し ・大都市の商業地等を中心とする土地に係る固定資産税等の負担軽減 ・個人の土地長期譲渡所得に係る税率の引き下げ 【平成13年度決算額】 ・固定資産税収9兆1,532億円(うち土地分3兆7,266億円、建物分3兆6,205億円) ・分離長期譲渡所得申告納税額5,542億円	○土地市場における投資需要を喚起するとともに土地の流動化・有効利用が促進	○大都市の商業地等を中心とする土地に係る固定資産税等の軽減を実施することにより土地に係る保有コストが軽減されれば、地価の押し上げ要因となり、資産デフレの克服が図られるものと期待されると判断（例えば、固定資産税・都市計画税を20パーセント減額すれば、地価を3パーセント押し上げるとの試算もある）。 ○個人の土地長期譲渡所得に係る税率を株式等の他の資産と同等の扱いとされるよう税率の引下げ（恒久化）を実施することにより、将来の譲渡時における税負担が軽減され、税引後の所得に対する期待が上昇するため、土地への投資意欲が喚起されると判断（例えば、平成8年に個人の土地長期譲渡所得税の税率が引き下げられた（譲渡所得4,000万円以下の税率：32.5パーセント→26パーセント）際には、譲渡件数が約8.7パーセント増加している）。	推論 比較 推計	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○与党三党平成15年度税制改正大綱 ○改革と展望－2002年度改定(平成15年1月24日閣議決定)
6	民活と各省連携による地籍整備の推進(都市再生の円滑な推進) ○関連する政策目標 24)公正で競争的な市場環境の整備	○街区の座標調査や民間で作成された地積測量図等の既存図面の組み合わせにより地籍調査素図の整備を行うなど、法務省と連携しつつ、民間活力を活用して、全国の都市部における地籍整備を推進 【予算要求額：450億円(事業費総額)】	○地籍が明確化されることにより、土地に関する権利関係が明確になる。 ○正確な土地の状況が登記簿に反映され、安心して土地取引ができる。 (参考) 業績指標：地積が明確化された土地の面積141千km2(平成16年度) ○地理情報システムのベースマップとして、都市計画や防災計画、税務等の分野で活用することが可能	○地籍が明確化されることにより、土地に関する権利関係が明確になるため、将来にわたって境界をめぐる紛争が減少するとともに、正確な土地の状況が登記簿に反映され、安心して土地取引ができることになるため、経済活動全般の円滑化・活性化に資すると判断 ○地図を電子化・共有化することにより、地理情報システム(GIS)のベースマップとして、都市計画や防災計画、税務等の分野で活用することが可能となり、行政の効率化に役立つと判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
7	全国都市再生の推進に資するまちづくり総合支援事業の拡充(地域の活性化を早期に実現し、もって全国都市再生の推進を図る) ○関連する政策目標 5) 住環境、都市生活の質の向上	○まちづくり総合支援事業において、観光振興への支援を明確化する「観光拠点整備事業」や効率的な事業実施を一層徹底する「事業効果検証調査」を補助対象に追加 ○P F I手法等の導入によるまちづくりに対する取組の支援の拡充 【予算要求額：まちづくり総合支援事業870億円(国費)の内数】	○地域の活性化等全国都市再生の推進 (参考) 業績指標：緊急に整備すべき密集市街地の解消面積(1,500ヘクタール(平成13～17年度)、都市空間形成河川整備率(40パーセント(平成18年度))	○地域に存在する個性的で魅力ある観光資源が有効に利活用されることによって交流人口が増大し、地域の活性化が図られるとともに、まちづくりに対する住民意識が高まるなど様々な分野で有効である。また、P F I等の導入促進により、これまで低迷していた民間都市開発投資が誘発されるなど、投資規模の拡大が図られる。さらに、1期目の計画期間終了後も事業を継続して事業を行う必要がある場合、事業効果検証調査により、1期目の計画の事業効果や残された課題について整理・分析がなされることから、より事業効果の高い2期目の計画が策定され、効果的な事業実施が図られる。これらの効果により、全国都市再生の推進が図られることとなると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	
8	地域の魅力・活力向上に向けたまちづくり助成金(仮称)の創設(地域の活力、魅力の向上等を図り、地域のまちづくりの目標を達成) ○関連する政策目標 5) 住環境、都市生活の質の向上	○地域の魅力・活力向上に向けたまちづくりの助成金制度の創設(まちづくりに関する一定の計画に基づく事業について、市町村が事業の目標をあらかじめ明確にした上で、政策評価を実施し、この評価に基づく管理を導入した助成金制度の創設) 【予算要求額：まちづくり助成金(仮称)300億円(国費)の内数】	○中心市街地の再生等市町村が策定した街づくり事業の目標の達成	○市町村は地域の特性を活かしてまちづくりの目標を達成するための計画を策定し、国は目標達成にふさわしい計画であるかの評価を行った上で、計画に位置付けられた事業に対し期間を限って総合的に助成するため、中心市街地の再生等まちづくりの目標の達成に対して有効である。	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 全国都市再生のための緊急措置(平成14年4月8日都市再生本部決定)
9	効率的な緑とオープンスペースの確保施策の拡充(緑豊かで快適な都市環境の形成を図る) ○関連する政策目標 8) アメニティ豊かな生活環境の形成	○民間との連携による効率的な都市公園の整備・緑地の保全・都市空間の緑化施策を充実 ・都市公園、緑地保全事業等の一体的な実施を支援する統合補助制度の創設 ・民間の緑化施設整備に対する補助制度の創設など、民有地緑化に対する支援 ・立体的に区域を定める都市公園、借地方式の都市公園整備の推進	○既成市街地等の用地確保が困難な地域において安価かつ効率的に公園・緑地を確保し、緑豊かで快適な都市空間の実現 (参考) 社会資本整備重点計画(案)指標：都市域における水と緑の公的空間確保量(13㎡/人(平成19年度))	○立体的に区域を定めることのできる都市公園制度の導入や借地方式の都市公園整備の推進、市民緑地制度の拡充等の施策を導入することによって、既成市街地等の用地確保が困難な地域において安価かつ効率的に公園・緑地を確保することが可能となると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○地球温暖化推進大綱(平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定) ○規制改革推進3か年計画(平成15年3月28日閣議決定) ○社会資本整備重点計画(案)

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
1 0	都市型水害対策に資する下水道整備の推進(都市活動に重大な影響を及ぼす地域の浸水安全度の向上) ○関連する政策目標 18) 災害による被害の軽減	○緊急都市内浸水対策事業の補助対象範囲の拡充(雨水浸透施設を追加) ○緊急都市内浸水対策事業の補助対象の地区要件の拡充(「河川管理者との協議により雨水排水ポンプの運転調整ルールが定められている地区」を追加) ○下水道内水被害緊急改善事業の創設	○地下街周辺や都市機能の集積する地区、雨水排水ポンプの運転調整ルールが定められている地区の雨水対策施設の整備が促進され、浸水安全度が向上 (参考) 業績目標：下水道雨水対策整備率(55パーセント(平成14年度)) ○大規模な内水被害を受けた都市において集中的な下水道整備により、再度災害防止が図られる	○緊急都市内浸水対策事業により地下街周辺や都市機能の集積する地区、雨水排水ポンプの運転調整ルールが定められている地区の雨水対策施設の整備が促進され、浸水安全度が向上する。 ○大規模な内水被害を受けた都市において集中的な下水道整備により、再度災害防止が図られる。	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○特定都市河川浸水被害対策法 ○社会資本整備重点計画(案)
1 1	合流式下水道緊急改善事業の拡充(合流式下水道から雨天時に公共用水域に流出する未処理下水により、水質汚濁上、公衆衛生上の問題の改善をより効果的・効率的に推進) ○関連する政策目標 8) アメニティ豊かな生活環境の形成	○合流式下水道緊急改善事業の拡充 浸透側溝等の雨水浸透施設、遮集管きよへの雨水流入量を低減するための雨水放流きよを補助対象に追加	○合流式下水道の緊急改善が促進され、合流式下水道の早期改善が図られる。 ○未処理下水の公共用水域への流出を防ぎ、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上が図られる。 (参考) 業績指標：合流式下水道改善率(15パーセント(平成16年度))	○補助対象を拡充することにより、合流式下水道の緊急改善が促進され、合流式下水道の早期改善が図られることにより、未処理下水の公共用水域への流出を防ぎ、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上が図られると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○社会資本整備重点計画(案)

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
1 2	密集市街地の緊急整備(密集市街地の防災性の向上等により、地震、火災等から生命・財産の安全性を確保する) ○関連する政策目標 5)住環境、都市生活の質の向上	○密集市街地整備法の改正を踏まえつつ、一層の施策の推進とそのための制度の充実 (1)事業 特定防災街区整備地区等において行われる老朽建築物の建替えや、防災都市計画施設の施行予定者による土地の先買いを支援するとともに、都市再生機構を活用した密集市街地における街路、都市公園整備を促進するための出資金制度の創設等や都市防災総合推進事業等による防災環境軸形成のための支援の拡充、住宅地区改良事業による民間事業者の活用のための支援の拡充 (2)税制 防災街区整備事業に係る税制上の支援措置を創設するとともに、防災都市施設の施行予定者制度における土地の買取に係る特例措置の創設、防災街区整備推進機構による土地の先買い等を支援するための税制上の支援措置の拡充等	○密集市街地の早急な整備改善 ○防災性能を備えた建築物の建替え、公共施設の整備の促進 業績指標：緊急に改善すべき密集市街地の解消面積(1,500ヘクタール(平成13～17年度)) 社会資本整備重点計画(案)指標：地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合(約8,000ヘクタールのうち約3割(平成19年度))	○老朽化した木造建築物が密集し、道路、公園等の公共施設の不足するいわゆる密集市街地においては、市街地大火が発生しやすいため、このような密集市街地の早急な整備改善を図り、大規模地震などで出火した際の延焼危険性を低減させることは、人命の保護の上で最も有効と判断 ○特に、防災性能を備えた建築物の建替え、公共施設の整備が促進され、面的な整備改善と防災環境軸の形成が図られることにより、密集市街地の総合的な安全性が向上と判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○都市再生プロジェクト(都市再生本部) ○社会資本整備重点計画(案)
1 3	都市再生等に資する河川敷地占用許可準則の改正(都市再生、地域活性化等に資するよう河川敷地利用の高度化を図る) ○関連する政策目標 8)アメニティ豊かな生活環境の形成	○現行の河川敷地占用許可準則では認められていない占用主体や占用施設等について、都市再生、地域活性化等を促進する観点から、その設置が可能となるよう準則を改正	○従来では、原則的に認められていなかった占用主体・施設等による占用が可能となり、より地域の要望に応じた自由な河川利用が可能	○河川敷地占用許可準則の改正により、より地域の要望に応じた自由な河川利用が可能となり、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりが可能となる。	通達 の改正による効果の確保	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○都市再生プロジェクト(第三次決定)(都市再生本部)

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
1 4	特定都市河川流域における浸水被害対策の総合的な推進に係る税制の改正及び融資制度の改正(流域の浸水被害防止の一層の推進) ○関連する政策目標 18) 災害による被害の軽減	○雨水貯留浸透施設等の設置の促進に関して ①特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設等の設置に係る所得税・法人税の割増償却制度(5年間、1割増)の拡充(貯水容量による制限を撤廃) ②同じく日本政策投資銀行の低利融資の対象とする ③雨水貯留浸透施設に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する。 【減収見込額】 ・所得税・法人税3百万円 ・固定資産税796百万円 都市計画税171百万円	○特定都市河川流域の民間事業者等による雨水貯留浸透施設の設置の促進 (参考) 業績指標：床上浸水常襲地区内家屋数(7万戸(平成18年度)) 社会資本整備重点計画(案)指標：床上浸水を緊急に解消すべき戸数(約6万戸(平成19年度))、下水道による都市浸水対策達成率(54パーセント(平成19年度))	○本税制、融資制度改正により、特定都市河川流域の民間事業者等による雨水貯留浸透施設の設置が促進され、適切な管理に資することとなり、都市型浸水被害の軽減が図られる。 (税制) 特定都市河川流域に存する雨水貯留浸透施設について、固定資産税等を非課税等とすることで、調整池の埋め立て等の貯留浸透機能の滅失を防ぐことができ、また雨水貯留浸透施設の設置に係る法人税、所得税の割増償却措置による雨水貯留浸透施設の設置が促進されることにより、浸水被害の軽減が図られる。 ・固定資産税の非課税措置による年平均被害軽減額：約90百万円 ・所得税、法人税の割増償却による年平均被害軽減額：約30百万円 (融資) 特定都市河川流域に存する雨水貯留浸透施設の設置について、政策融資を行うことにより、設置が促進され、浸水被害の軽減が図られる。 ・政策投資銀行の低利融資による年平均被害軽減額：約10百万円	推論 推計	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号) ○社会資本整備重点計画(案) 【効率性】 ○固定資産税の非課税措置(年平均被害軽減額約90百万円) ○所得税、法人税の割増償却(年平均被害軽減額約30百万円) ○政策投資銀行の低利融資(年平均被害軽減額約10百万円)
1 5	低地対策河川事業費補助再編による大規模地震対応の推進(立ち後れている大規模地震対策の計画的且つ効果的な実施に向けた制度の整備を行うとともに、重点投資を行い低地対策河川事業の推進を図る) ○関連する政策目標 18) 災害による被害の軽減	○低地対策河川事業費補助の対象に津波対策を追加した上で、地震・高潮等対策事業費補助として再編し、この事業制度のもと重点化 【予算要求額：河川事業費6,050百万円(国費)の内数】	○地震とそれに伴う津波、或いは地震後の浸水被害が想定される低地地域の堤防等河川管理施設について、今後地震・津波対策の早急かつ計画的な推進 (参考) 業績指標：災害による被害の軽減(地震時に防護施設の崩壊に伴う津波の侵入・河川水の流入等による水害が発生する恐れのある土地面積を平成14年度末現在の1万3千ヘクタールから平成19年度までに1万ヘクタールまで解消) 社会資本整備重点計画(案)指標：地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消(約1万ヘクタール(平成19年度))	○地震とそれに伴う津波、或いは地震後の浸水被害が想定される低地地域の堤防等河川管理施設について、これら災害から人命と財産を防御すべく、今後地震・津波対策を早急かつ計画的に推進することが可能となる。 本施策は、地震時に防護施設の崩壊に伴う津波の侵入・河川水の流入等による水害が発生する恐れのある土地面積を平成14年度末現在の1万3千ヘクタールから平成19年度までに1万ヘクタールまで解消するという目標の達成に資する。	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○東海地震対策大綱(平成15年5月29日中央防災会議) ○社会資本整備重点計画(案)

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
1 6	河川等災害関連特別対策事業の拡 充(道路の災害関連事業区間の前 後を含む一連区間において、改良 復旧効果をより発揮させ、一連区 間の安全な交通を確保する) ○関連する政策目標 18) 災害による被害の軽減	○河川等災害関連特別対策事業 の事業内容を拡充(河川又は砂 防の災害関連事業区間の直上下 流において、関連事業の効果の 確保に支障となる障害物を除去 することができる「河川等災害 関連特別対策事業」を、道路の 災害関連事業区間の前後におい て、改良復旧効果の確保に支障 となる狭隘部、突角部または脆 弱部の対策に適用できるように 事業内容を拡充)	○道路の災害関連事業の改 良復旧効果が一連区間で確 保され、被災箇所の再度災 害防止が図られる。	○再度災害防止が図られるとともに、一 連区間の安全な交通が確保され、改良復 旧事業の効果をより発揮させることがで き、災害に強い地域づくりを行うことが できると判断	推論	○評価時において、ロ ジカルフレームワーク により、目標達成に向 けた政策効果を論理的 に分析	【必要性】 ○社会資本整備 重点計画(案)
1 7	土砂災害の発生のおそれがある区 域からの移転促進のための税制の 創設(土砂災害特別警戒区域等の 指定の促進) ○関連する政策目標 18) 災害による被害の軽減	○土砂災害防止法に基づき土砂 災害特別警戒区域等内から移転 し、区域外に新たに建築物を取 得する場合の登録免許税、不動 産取得税、固定資産税及び都市 計画税の特例措置の創設 【減収見込額】 ・登録免許税：131百万円 ・不動産取得税：582百万円、 固定資産税：90百万円、 ・都市計画税：5百万円	○早急かつ円滑な移転促進 が図られるため、土砂災害 による被害が軽減される。 (参考) 業績指標：土砂災害保全指標 (土砂災害の危険性がある地域 の人口のうち、土砂災害防止 施設により保全される人口の 割合(42パーセント(平成18年 度)) 社会資本整備重点計画(案)指 標：土砂災害から保全される 戸数(約140万戸(平成19年度))	○本特例措置により、早急かつ円滑な移 転促進が図られるため、土砂災害による 被害が軽減されると判断	推論	○評価時において、ロ ジカルフレームワーク により、目標達成に向 けた政策効果を論理的 に分析	【必要性】 ○土砂災害警戒 区域等における 土砂災害防止対 策の推進に関す る法律(平成12年 法律第57号) ○社会資本整備 重点計画(案)
1 8	景観や利用に配慮した「いきい き・海の子・浜づくり」の拡充 (青少年が安全に野外教育・社会 教育、生涯教育スポーツ活動等 を実現できる海岸の形成を図る) ○関連する政策目標 8) アメニティ豊かな生活環境の 形成	○景観や利用、生物の生息・生 育環境に配慮した施設の改良が できるよう、「いきいき・海の子 ・浜づくり」事業内容の拡充 【予算要求額：海岸事業費 66,730百万円(国費)の内数】	○青少年が安全に野外教 育・社会教育、生涯教育ス ポーツ活動等を実現できる 海岸の形成 (参考) 業績指標：海岸における海辺 へのアクセスが確保されてい る延長(5,300キロメートル(平 成18年度)) 社会資本整備重点計画(案)指 標：人々が海辺に親しむこと のできる海岸の延長(6,800キ ロメートル(平成19年度))	○本施策の実施により、景観や利用を目 的とした施設の改良等を行なうことが可 能となり、自然豊かな海岸環境を充実 し、その良好な環境の中で、自然体験や 野外活動、スポーツ学習といった多様な 利用が可能となると判断。本施策は、海 辺に親しむことのできる海岸の延長を平 成19年度までに6,800キロメートルとす る目標の達成に資するものであると判断	推論	○評価時において、ロ ジカルフレームワーク により、目標達成に向 けた政策効果を論理的 に分析	【必要性】 ○社会資本整備 重点計画(案)

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
1 9	海岸事業における災害弱者対策の推進(海岸災害から子供、高齢者、病人等の災害弱者を防護し、安全かつ安心な生活基盤を確保する) ○関連する政策目標 18) 災害による被害の軽減	○海岸事業の採択要件の見直し 背後浸水想定区域内に学校・老人ホーム・病院等の施設を有する海岸を対象に、海岸事業に係る採択要件のうち、防護人口要件について災害弱者関連施設利用数に基づき判定するように見直し ○施設整備等の整備等 災害弱者が安全かつ容易に避難できる緩傾斜堤の整備や既存施設のバリアフリー化、安全情報伝達システムの整備、避難用通路及び一次避難施設の整備 【予算要求額：海岸事業費66,730百万円(国費)の内数】	○災害弱者を防護し、安全かつ安心な生活基盤を確保 (参考) 業績指標：津波・高潮等の災害から防護されていない人口や土地面積(230万人10万ヘクタール(平成18年度)) 社会資本整備重点計画(案)指標：津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の積(10万ヘクタール(平成19年度))	○背後浸水想定区域内に学校・老人ホーム・病院等の施設を有する海岸を対象に、海岸事業に係る採択要件のうち、防護人口要件について災害弱者関連施設利用数に基づき判定するように見直しを行うとともに、災害弱者が安全かつ容易に避難できる緩傾斜堤の整備や既存施設のバリアフリー化、安全情報伝達システムの整備、避難用通路及び一次避難施設の整備を行くことにより、子供や高齢者、病人等の災害弱者を防護し、安全かつ安心な生活基盤を確保する。本施策は、津波・高潮等の災害から防護されていない土地面積を平成19年度までに10万ヘクタールまで解消するとする目標の達成に資するものであると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○社会資本整備重点計画(案)
2 0	総合的な津波・高潮災害対策の強化事業の拡充(海岸背後で生活する住民の安全・安心の確保) ○関連する政策目標 18) 災害による被害の軽減	○総合的な津波・高潮災害対策の強化事業の拡充 大規模地震による津波や地震被害の可能性がある地域において、これまで整備ができなかった、津波の即時来襲が懸念される危険地帯を対象とした一次避難地の確保及び災害復旧資材置場等防災活動拠点の整備 【予算要求額：海岸事業費66,730百万円(国費)の内数】	○海岸背後で生活する住民の安全・安心を確保 (参考) 業績指標：津波・高潮等の災害から防護されていない人口や土地面積(230万人10万ヘクタール(平成18年度)) 社会資本整備重点計画(案)指標：津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積(10万ヘクタール(平成19年度))	○本施策の実施により、海岸の防護施設の整備等ハード施策に加えて、地域住民の避難等のソフト施策と一体となった総合的な防災対策を講じることにより、海岸背後で生活する住民の安全・安心を確保することが可能と判断。本施策は、津波・高潮等の災害から防護されていない土地面積を平成19年度までに10ヘクタールまで解消するという目標の達成に資するものであると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○社会資本整備重点計画(案)
2 1	路上工事の縮減(路上工事に伴う渋滞の軽減) ○関連する政策目標 7) 都市内渋滞の緩和	○「内部調整型」から「外部評価型」の施策の転換 路上工事による渋滞を軽減するため、道路管理者や占有企業者等の関係者間における「内部調整型」から、占有企業者の縮減インセンティブを働かせつつ、道路利用者によって工事实施状況の監視を行うなどの、「外部評価型」の施策に転換 【予算要求額：道路事業費35,407億円(国費)の内数】	○都市内渋滞の緩和 (参考) 社会資本整備重点計画(案)指標：路上工事時間の縮減率(平成19年までに約2割削減)	○東京23区内の夜間渋滞のうち、約15パーセントが工事渋滞である等、路上工事による交通規制は、道路交通に深刻な影響を及ぼしており、その縮減は、既存の道路ストックの有効活用につながることで等から、さらなる路上工事縮減施策の実施は、都市内渋滞の緩和に資する施策として有効であると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○社会資本整備重点計画(案)

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
2 2	電線類地中化の推進（非幹線道路を含めた電線類地中化を推進し、良好な都市環境を形成） ○関連する政策目標 4）住環境、都市生活の質の向上	○土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行地区内の非幹線道路（区画道路）における電線共同溝整備費用を補助限度額等に追加 ○併せて、地中化コスト縮減のための取組みとして、都市部のバイパス事業、街路事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等に併せた電線共同溝等の原則同時施工を実施 【予算要求額：電線共同溝整備事業費703億円(国費)の内数】	○電線類地中化を面的に実施することが可能 ○将来道路管理者の負担を削減することが可能	○区画道路まで含めて一体的に整備する土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行に併せて電線共同溝の整備をすることにより、電線類地中化を面的に実施することが可能となると判断。また、同時施行によって低コストによる整備が実施でき、将来道路管理者の負担を削減することが可能となると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○都市再生プロジェクト(第三次決定) ○e-Japan 重点計画－2003
2 3	耐震性等安全性の低い建築物の改善の促進（耐震診断・改修等を促進し、大地震時における国民の安全の確保、建築ストックの適切な維持を図る） ○関連する政策目標 18）災害による被害の軽減	○密集住宅市街地整備促進事業や優良建築物等整備事業等の支援制度の拡充等（平成16年度予算関連事項） ・密集住宅市街地整備促進事業に係る拡充（耐震改修に対する補助対象地域の追加、特に大規模地震が切迫していると思われる地域における支援の拡充） ・優良建築物等整備事業に係る拡充（耐震型優良建築物等整備事業における耐震診断費補助の追加、補助対象地域要件の緩和等、避難安全上危険な既存建築物等の改修に対する支援の追加）	○避難安全性等の低い建築物についても改修の促進 ○既存住宅・建築物の耐震性等の安全性確保の促進 業績指標：新耐震基準以前に建築された特定建築物及び住宅のうち耐震上安全なことが確認されたものの割合(特定建築物20パーセント(平成17年度)、住宅25パーセント(平成17年度)) 社会資本整備重点計画(案)指標：多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率」建築物(約2割(平成19年度)、住宅65パーセント(平成19年度))	○これまで既存建築物の所有者に対し、耐震診断・改修のインセンティブを付与するために、耐震診断・改修に対する補助制度等を整備し、その普及・啓発を図ってきたが、建築物の耐震性等安全性の改善のためには、さらにその円滑な運用を図るとともに、避難安全性等の低い建築物についても改修の促進を図ることにより、所有者の建築物の安全性向上に対する潜在的欲求を惹起させることが有効であると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○東海地震緊急対策(平成15年7月29日閣議決定) ○社会資本整備重点計画(案)

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
2 4	地域のニーズに対応した住宅市街地整備の総合的な支援の推進（既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新など都市再生の推進） ○関連する政策目標 5）住環境、都市生活の質の向上 1 8）災害による被害の軽減	○住宅市街地総合整備事業（豊かな住まい空間創出事業）（仮称）の創設（住宅市街地整備総合支援事業及び密集住宅市街地整備促進事業並びにこれらに係る住宅宅地関連公共施設等総合整備事業を統合・整理。その整備地区内において行われる公営住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の整備及び、住宅地区改良事業等の実施に要する費用について一体的に補助）	○早期の住宅宅地供給が行われ、都心居住を推進 ○重点的な基盤整備が行われ、質の高い居住環境が実現 (参考) 業績指標：都心部における住宅供給戸数(100万戸(平成8年度～平成17年度)、緊急に改善すべき密集市街地の解消面積1,500ヘクタール(平成17年度)) 社会資本整備重点計画(案)指標：地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合(8,000ヘクタールのうち約3割(平成19年度))	既成市街地のうち、快適な居住環境の創出、都市機能の更新等の政策課題を有する地域において、住宅市街地総合整備事業(豊かな住まい空間創出事業)(仮称)を実施することにより、早期の住宅宅地供給が行われ、都心居住を推進することが可能となるとともに、重点的な基盤整備が行われ、質の高い居住環境の実現が可能となると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○社会資本整備重点計画(案)
2 5	住宅ローン減税の延長(無理のない負担での住宅取得を支援するとともに、良質な住宅ストックの形成及び経済効果の大きい住宅投資の促進による景気の下支えを図る) ○関連する政策目標 1) 居住水準の向上 3) 子育てしやすい社会の実現	○住宅ローン減税の適用期限の延長 住宅ローンを有している者に対して、ローン残高の1パーセントを所得税額から控除する現行の住宅ローン減税制度の適用期限を2年間延長	○住宅取得の促進 ○住宅投資の促進による景気の下支え (参考) 業績指標：誘導居住水準達成率(50パーセント(平成15年度))、3人以上世帯の誘導居住水準達成率(40パーセント(平成15年度))	○住宅ローン減税制度により、平成14年の持家着工ベースで、9.9万戸の着工効果があつたと推測される。(経済効果4.6兆円) ○住宅取得を支援する本制度により、持家取得を通じて居住水準の向上が図られると判断 ○住宅ローン減税が縮小(平成4年レベル)されたときの経済損失は2.6兆円。	推論 比較 推計	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【効率性】 ・住宅建設による経済波及効果 生産誘発効果：住宅投資額の1.95倍(全産業平均：1.82倍 商業1.48倍 電力1.67倍)、耐久消費財の消費拡大(1世帯当たり平均226万円)、10万戸の住宅建設で26.3万人の雇用創出 ・住宅ローン減税が縮小(平成4年レベル)されたときの経済損失は2.6兆円

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
2 6	鉄道軌道近代化設備整備費補助制度の拡充 (鉄道事業者が安全性緊急評価報告に基づき行う地方鉄道に係る緊急安全対策を促進) ○関連する政策目標 10)地域交通の確保	○鉄道軌道近代化設備整備費補助制度の拡充 ①鉄道事業者が策定する緊急保全計画に基づき行う設備改修等を対象事業に追加(補助率の嵩上げして支援) ②①と同様に緊急保全計画に基づき行う保守要員等の教育指導を対象事業に追加(補助率の嵩上げして支援) ③①により取得した資産に係る課税標準の特例措置の拡充 【予算要求額：3,447百万円】 【減収見込額：5百万円(拡充分)】	○地方鉄道の安全性の確保 5年間の期限の中で施設整備を完了 3年間の期限の中で保守要員等に係るノウハウを伝承 (対象事業者、対象施設、対象保安要員等が特定)	○経営状況の厳しい地方鉄道事業者に対して、安全輸送に関する事業に係る経費を国及び地方公共団体が補助することで、当該事業に対する投資インセンティブが働くようになると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	
2 7	地下駅の火災対策施設の整備に対する支援制度の創設(地下駅を利用する旅客の安全の確保) ○関連する政策目標 18)災害による被害の軽減 19)交通安全の確保	○火災対策施設(排煙施設や非難通路等)の整備に対する支援制度の創設 【予算要求額：3,700百万円】 【減収見込額：39百万円】	○地下駅における短期間の火災対策施設の整備(火災対策基準に適合するよう整備) ○地下駅における火災時の安全性の向上	○本支援制度により、地下駅における避難通路や排煙設備等の火災対策施設が短期間に整備され、火災対策基準を満たすことにより、地下駅における火災時の安全性の向上が図られると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	
2 8	NPO等が行うボランティア輸送における運転者に対する人材育成のための教育体制の整備(社会福祉法人、NPOが実施するボランティア輸送に係る安全性の向上を推進し、安全で安心して利用できるボランティア輸送を実現) ○関連する政策目標 2)バリアフリー社会の実現	○NPO等のうち、輸送安全面で特に先進的な取組みを行うものに対する所要の支援措置 道路運送法に基づく有償運送許可を受けた社会福祉法人、NPO等であって、地域の関係者による協議結果を踏まえて組織的に運転者等の人材育成に取組むものの中から、輸送安全面で特に先進的取組みを行うものに対する所要の支援 【予算要求額：57,918(千円)】	○NPO等の組織的な運転者等の人材育成において輸送安全に係る先進的な取組みが促進 ○NPO等ボランティア団体について組織的な運転者等の人材育成体制の整備を促進することにより運転者等の安全能力の底上げが図られる。	○支援策の導入により、輸送サービスを行っているNPO等に対して、組織的な運転者等の人材育成において輸送安全に係る先進的な取組みが促進される。さらに、モデルシステムとして一般に適用可能なものについては、今後5～10年程度で標準モデル化を検討し、輸送サービスを行っている全てのNPO等ボランティア団体について組織的な運転者等の人材育成体制の整備を促進することにより運転者等の安全能力の底上げが図られることから、NPO等の輸送サービスの安全性の向上に資することとなると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案に対する衆議院附帯決議、平成12年4月18日、参議院運輸委員会も同旨 ○障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
2 9	貨物自動車運送事業安全性評価事業への支援(事業用貨物自動車の事故防止を図る) ○関連する政策目標 19)交通安全の確保	○貨物自動車運送事業安全性評価事業に対する事業者データ提供システムの構築等の支援	○本事業の信頼性、社会的認知が向上 ○事業用トラックの交通事故防止が図られる。 (参考) 業績指標：事業用自動車の運行管理に起因する事故割合(50パーセント(平成17年度))	○本評価事業を通じ、トラック事業者の輸送の安全性向上に係るインセンティブが高まり、事業用貨物自動車の事故防止が図られることとなる。また、トラック事業を所管する行政庁が保有する事業者データを適時適切に提供できるシステムを構築するなどの支援を行い、本事業の円滑、着実な実施を確保することにより、本事業の信頼性、社会的認知が向上し、もって、事業用トラックの交通事故防止が図られることになると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 貨物自動車運送事業法改正審議(平成14年)における衆参両院の附帯決議
3 0	新長期規制以降の排出ガス・燃料対策の推進(大都市域を中心とした大気汚染及び地球温暖化の抑止) ○関連する政策目標 22)地球環境の保全 23)大気、騒音等に係る生活環境の改善	○排ガス対策として、低排出ガス認定制度の見直し、次世代低公害車の開発促進等 ○バイオマス燃料対応車の開発促進、大型車の燃費基準の検討、自動車使用燃料規格の検討等の自動車燃料対策の実施 ○道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)改正による技術基準等の法的位置付け 【予算要求額：1,496,146(千円)】	○大都市域を中心とした大気汚染及び地球温暖化の抑止	○本施策に掲げられている各種施策を講ずることにより、自動車側と燃料側の両面の対策が総合的・包括的に実施され、大気汚染問題と地球温暖化問題の双方の効果的な解決に資すると判断	法的措置による効果の確保 比較推計 実験	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) ○京都議定書
3 1	海上物流の高度化に資する船舶の建造促進等による内航海運活性化(内航海運の活性化を図り、内航海運の物流効率化の促進、環境保全対策等の政策目標の達成) ○関連する政策目標 13)物流の効率化 22)地球環境の保全	○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に支援措置(鉄道・運輸機構が共有建造を行う船舶のうち政策効果のより高い「物流高度化船」の建造促進のための支援措置及び経営再建を目指すものであって実質的に優良な経営基盤を持つ共有事業者の再建のための支援措置)に必要な資金を補給 【予算要求額：内航海運活性化事業補給金4億円(国費)】	○内航海運の活性化が実現 ○CO2排出量削減に関して京都議定書に定められた目標達成に貢献 (参考) 業績指標：国内長距離貨物輸送におけるモーダルシフト化率47パーセント(平成18年度)	○支援措置を講じることで物流高度化船舶の建造促進及び実質的に優良な経営基盤を持つ事業者の再建が可能となるため、内航海運に関する競争的な新たな制度的枠組みが十分にその効果を発揮し、内航海運の活性化が実現される。これにより物流コストが低減され、わが国経済の再活性化が図られるとともに、トラックと比較したCO2の排出量が1/5という特性を活かして地球的規模での環境保全の取り組みにも対応することで、CO2排出量削減に関して京都議定書に定められた目標達成に貢献することが可能であると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○京都議定書

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
3 2	離島航路補助金におけるバリアフ リー化建造費補助の創設（離島で は、都市に比べ高齢化率が高く、 高齢者、身体障害者等の移動の利 便性及び安全性を図る） ○関連する政策目標 2)バリアフリー社会の実現	○離島補助航路に就航する船舶 を代替建造及び改造工事する場 合、船舶建造費及び改造費のう ちバリアフリー化にかかる工事 費の50パーセントを補助 【予算要求額：115百万円】	○離島航路に就航する船舶 のバリアフリー化を促進 業績指標：バリアフリー化さ れた鉄軌道車両、旅客船、航 空機の割合(平成22年までに一 般旅客航路事業に就航してい る船舶の総隻数のうち約50 パーセントを移動円滑された 船舶とする)	○離島では、高齢者比率が高くバリアフ リー化が強く求められているが、経営基 盤が脆弱である離島航路事業者において は、旅客船のバリアフリー化に伴う費用 増加の資金を調達することが困難とな る。このため、本補助金により、就航船 舶のバリアフリー化に係る費用につい て、国と地方が協調して補助すること とし、離島航路に就航する船舶のバリア フリー化を促進するものと判断	推論	○評価時において、ロ ジカルフレームワーク により、目標達成に向 けた政策効果を論理的 に分析	【必要性】 ○離島振興法 (昭和28年法律 第72号) ○離島航路整備 法(昭和27年法 律第226号)
3 3	造船業の次世代人材養成事業の創 設（円滑に技能を伝承し技術基盤 を維持するとともに、製造拠点を 国内に維持することによる我が国 造船業の国際競争力の確保） ○関連する政策目標 12)国際競争力の強化	○新卒・中途採用者の即戦力化 のための座学・実技研修、技能 人材データベースの構築・運用 といった造船業における就業・ 研修サービスの支援 【予算要求額：55百万円】	○高齢者から新人・若手へ の円滑な技能伝承 ○造船技能者の雇用のみなら ず、船用工業やサービス 産業における雇用も創出	○本施策により、高齢者から新人・若手 への技能伝承が円滑に行われ、我が国造 船業の技術基盤及び国際競争力が維持さ れる。また、造船技能者の雇用のみなら ず、船用工業やサービス産業における雇 用も創出するなど、地域経済の発展にも 大きく寄与すると判断	推論	○評価時において、ロ ジカルフレームワーク により、目標達成に向 けた政策効果を論理的 に分析	
3 4	スーパー中枢港湾の育成（次世代 高規格コンテナターミナルの形 成）（日本のコンテナ港湾の国際 競争力の強化を通じた産業競争力 の強化） ○関連する政策目標 12)国際競争力の強化	○財政投融资制度の拡充 次世代高規格コンテナターミ ナルの形成に係る財政投融资の 金利の引き下げ ○次世代高規格コンテナターミ ナルについて、ターミナルシス テムの統合・大規模化、IT 化 等のための管理・運営システム の開発等に対する実験的な措置 の実施 【予算要求額：ターミナル運営 の共同化、高質化に向けた社会 実験等582百万円】	○我が国の港湾コストの引き 下げとサービス水準の向上 ○中継コンテナ貨物の誘致 や基幹航路の寄港頻度の維持 等日本の港湾の国際競争 力の底上げ 業績指標：国際コンテナ貨物 の陸上輸送コストの削減率(平 成12年度10パーセント→平成 18年度20パーセント) 社会資本整備重点計画(案)指 標：国際海上コンテナ貨物等 輸送コスト低減率(平成14年比 5パーセント減(H19))	○スーパー中枢港湾において先導的、実 験的に実施された施策・技術を他の港湾 にも移転することによって、我が国の港 湾コストの引き下げとサービス水準の向 上を誘導し、中継コンテナ貨物の誘致や 基幹航路の寄港頻度の維持等日本の港湾 の国際競争力の底上げを図ることができ ると判断	推論	○評価時において、ロ ジカルフレームワーク により、目標達成に向 けた政策効果を論理的 に分析	【必要性】 ○社会資本整備 重点計画(案)

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
3 5	港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充(循環型社会の構築を図るため、港湾における静脈物流拠点の形成を支援) ○関連する政策目標 25) 循環型社会の形成	○財政投融资制度の拡充 港湾機能の高度化に資する中核的施設整備事業のうち、総合静脈物流拠点港における静脈物流拠点形成に資するものについては、より金利の低い利率に拡充	○海上輸送を活用した静脈物流ネットワークの構築が促進され、循環資源の国内輸送コストが低減 ○約500人の雇用 業績指標：国際コンテナ貨物の陸上輸送コストの削減率(平成12年度10パーセント→平成18年度20パーセント) 社会資本整備重点計画(案)指標：国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率(平成14年比5パーセント減(H19))	○平成15年度に実施する循環資源利用に関する港湾の運用改善や、官民の連携促進等の諸施策と連携して、本施策の活用により静脈物流基盤を確保することにより、海上輸送を活用した静脈物流ネットワークの構築が促進され、循環資源の国内輸送コスト低減を図ることができると判断 ○また、当該施策を推進することにより、約500人の雇用が見込まれると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○循環型社会形成推進基本計画(平成15年3月閣議決定) ○社会資本整備重点計画(案)
3 6	港湾施設統合補助における施策の拡充(港湾管理者が港湾利用者に対して情報提供を行うことで、既存施設の有効活用・物流の効率化を図る) ○関連する政策目標 12) 国際競争力の強化	○「港湾空間の再開発・高度化」のための施設整備に、高次基盤施設整備事業として港湾管理者が構築する情報システム整備を補助対象として加える。 【予算要求額：港湾整備事業費328,937百万円(国費)の内数】	○既存港湾施設の有効活用・物流の効率化	○本施策を遂行し、港湾における各種情報提供を行うことで、既存港湾施設の有効活用を図り、物流の効率化等に資することが可能となると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○社会資本整備重点計画(案)

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
37	航空産業への総合的支援策の推進 (航空輸送サービスの提供に不可欠の主体である航空会社の経営の健全性の確保及び我が国航空ネットワークの維持) ○関連する政策目標 11)広域的モビリティの確保 12)国際競争力の強化 19)交通安全の確保	○税制措置の見直し ・固定資産税の見直し 【減収見込額：3,321百万円】 ・特別償却制度の見直し 【減収見込額：7,062百万円】 ○航空保安措置強化に対応した支援策 【予算要求額：8,650百万円】	○我が国航空会社の経営基盤の安定化 ○安定的な航空輸送を通じた広域的モビリティの確保及び国際競争力の向上 (参考) 業績指標：主要空港(1種空港及び地域拠点空港)と地方空港を結ぶ航空路線数(228路線(平成18年度))、三大都市圏の国際空港における国際航空旅客・貨物容量(5,700人、410万トン(平成17年度))、航空機に対するハイジャック・テロの発生件数(0件(平成14年度以降毎年度)) 社会資本整備重点計画(案)指標：国内幹線交通モビリティの向上(1,268億座席キロ(平成13年度)→1,500億座席キロ(平成19年度))、国際的な水準の交通サービスの確保等及び国際競争力と魅力の向上(3,177億座席キロ(平成13年度)→4,800億座席キロ(平成19年度)、20億トンキロ(平成13年度)→300億トンキロ(平成19年度))、総合的な交通安全対策及び危機管理の強化(0件(平成15年度以降毎年度))	○当該税制措置によって、我が国航空会社の経営基盤の安定化が図られることになる。この結果、我が国航空会社が国際競争力を発揮して輸送力を拡大させることや全国的なネットワークを維持していくことが可能となる。また、航空保安の確保は安定的な航空輸送の土台である。従って、航空保安の確保により、安定的な航空輸送を通じて、広域的モビリティの確保及び国際競争力の向上を実現させることが可能となると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 ○社会資本整備重点計画(案)

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率 性に関する特記 事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
38	管制情報処理システムのフェイル セーフ対策の実施(航空機の運航 における定時性の確保及び航空の 安全の確保) ○関連する政策目標 11)広域的モビリティの確保 19)交通安全の確保	○管制情報処理システムの必要 なシステムの改善 ・プログラムの変更に際して新 プログラムで障害が発生した場 合に、旧プログラムで飛行計画 が継続的に使用できるようにす る。 ・システム障害が発生した場合 に、当該システムを迂回するこ とによりシステム全体へ影響を 与えないようにする機能及び、 システムのデータ欠損を防止す るためにあらかじめデータを蓄 積する簡易代替機能を加える。 ○システム要員を養成するため の研修施設を充実 【予算要求額：1,070百万円】	○システムに万一障害が発生 した場合であっても、その影 響を最小限に食い止め、シス テム全体がダウンすることが なくなる。	○平成17年度までに整備を 実施し、これにより、シス テムに万一障害が発生した 場合であっても、その影響を 最小限に食い止め、シス テム全体がダウンすること がなくなり、航空機の運 航における定時性の確保 及び航空の安全の確保に 資することができると判 断	推論 比較	○評価時において、ロ ジカルフレームワーク により、目標達成に向 けた政策効果を論理的 に分析	【必要性】 ○社会資本整備 重点計画(案)
39	3PLに関する人材育成促進事業の 推進（3PLの促進） ○関連する政策目標 13)物流の効率化 14)新たな市場の育成	○人材育成促進事業の実施 ・3PLに必要な知識を系統立 てて取得できるような効果的な 教育プログラムの研究・開発 ・意欲ある中小規模の物流事業 者が3PLに進出することを促 進する上で効果的と認められる 研修事業 【予算要求額：63百万円】	○物流全体のコスト削減 （経済の再生・国際競争力 の強化） ○CO2の削減等による地球 環境対策の推進	○人材育成促進事業を通じて、3PL事 業への誘導・普及を図ることによ って物流全体のコスト削減（経済 の再生・国際競争力の強化）や、 CO2の削減等による地球環境 対策の推進に資するものと判 断	推論	○評価時において、ロ ジカルフレームワーク により、目標達成に向 けた政策効果を論理的 に分析	【必要性】 ○経済財政運営 と構造改革に関 する基本方針 2003 ○530万人雇用創 出プログラム(平 成15年6月策定)
40	有害紫外線予測情報の提供(有害 紫外線の実況及び予測に関する情 報を国民等に提供し、安全かつ快 適な社会を実現) ○関連する政策目標 22)地球環境の保全 23)大気、騒音等に係る生活環境 の保全	○高精度で有害紫外線が観測で きる波長別紫外線観測装置を整 備(観測データをリアルタイム で収集) ○オゾン輸送モデルと放射伝達 モデルにより翌日のオゾン層の 状態と有害紫外線の強度を予測 (実況及び予測をわかりやすい 分布図情報として国民に提供) 【予算要求額：140百万円】	○世界標準にあわせたUV インデックスの形式で実況 や予測に関する情報を提供 することが可能となり、的 確な有害紫外線対策が可能 ○オゾン層保護対策の推進 に繋がるほか、国際貢献を 果たす。	○本施策により、近年増加が懸念され ている皮膚がんや白内障など有害 紫外線の被曝について、世界標準 にあわせたUVインデックスの形 式で実況や予測に関する情報を 提供することが可能になる。こ れにより、外出時間の調整や衣 服の選択、帽子やサングラスの 着用などの、的確な有害紫外 線対策が可能となる。また、 高精度の観測データを、各国気 象機関に提供することにより、 わが国はもとより諸外国のオ ゾン層保護対策の推進に繋 がるほか、米国の衛星による オゾン観測(TOMS)データの 検証データとして活用され、 オゾン層の正確な実況把握に つながるなど国際貢献を果 たすことができると判断	推論 比較	○評価時において、ロ ジカルフレームワーク により、目標達成に向 けた政策効果を論理的 に分析	【必要性】 ○特定物質の規 制等によるオゾ ン層の保護に関 する法律(昭和63 年法律第53号)

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
4 1	北西太平洋津波監視システムの整備(日本沿岸のみならず、日本の遠方で発生した地震に関する情報と津波の影響を迅速かつ正確に把握し、情報発表することにより、我が国の津波災害の軽減に資するとともに、この情報を関係諸国に提供することにより国際貢献に資する) ○関連する政策目標 18)災害による被害の軽減	○国内の観測データ及び海外の観測、処理データをオンラインで処理し、短時間で遠地地震に関する津波予報が発表できるシステムを導入し、我が国のみならず関係諸国に情報を提供 ○外国機関への情報提供、観測データ交換に関する意見交換、技術調整を関係諸国と行う 【予算要求額：124百万円】	○我が国の津波に対する被害の軽減 ○情報の関係諸国への伝達による国際貢献	○日本沿岸のみならず遠地で発生する地震、津波に対する情報を迅速かつ正確に発表することで、我が国の津波に対する被害の軽減が図れると判断。また、この情報を関係諸国に伝達することにより国際貢献に資することができると判断	推論	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	
4 2	地球気候システム再現データベースの構築(各国における気候変化の実態解明、異常気象の実態把握及び機構解明に貢献することにより、アジア太平洋地域の防災・水資源対策の策定に寄与) ○関連する政策目標 18)災害による被害の軽減 22)地球環境の保全	○過去数十年にわたる地球規模の気候システムとその変動の実態を適切に再現できるデータベースを構築し、アジア太平洋諸国の関係機関へデータを提供 【予算要求額：19百万円】	○各国の堤防やダムの効果的な建設計画の策定に貢献 ○アジア太平洋地域の水資源の安定化を通じて、同地域の持続可能な開発に貢献	○大きな災害をもたらした過去の大雨等の異常気象について、その空間的・時間的規模と災害発生との関連を詳細かつ正確に把握することが可能となることから、堤防やダムの効果的な建設計画の策定に貢献できると判断。 ○アジア太平洋域全体の降水量の分布とその長期間にわたる変化を流域規模で把握することにより、同地域の水資源の長期的な監視と評価が可能となり、ひいては、当該地域の水資源の安定化を通じて、同地域の持続可能な開発に貢献すると判断	推論 比較	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	
4 3	電子国土Webシステムの構築(最新の地理情報の電子化を促進し、産学官がそれぞれ所有する地理情報を有効に利用するため、迅速かつ効率的な流通の促進、GISの普及などの基盤環境の整備) ○関連する政策目標 26) I T 革命の推進	○電子国土Webシステムの構築 【予算要求額：37百万円(国費)】	○いつでも、どこでも、だれでも必要な精度で必要な地理情報が重ね合わせて閲覧できるようになる ○国、地方公共団体、民間企業、個人等で地理情報を有効に活用することができ、測量分野のみならず、モバイルGIS、ナビゲーション、レジャー、障害者支援等の分野で活用できる	○電子国土Webシステムの構築により、産官学の地理情報の交換が活発になり、いつでも、どこでも、だれでも必要な精度で必要な地理情報が重ね合わせて閲覧できるようになる。その結果、国、地方公共団体、民間企業、個人等で地理情報を有効に活用することができ、測量分野のみならず、モバイルGIS、ナビゲーション、レジャー、障害者支援等の分野で活用できると判断	推論 比較	○評価時において、ロジカルフレームワークにより、目標達成に向けた政策効果を論理的に分析	【必要性】 平成15年7月31日観光立国関係閣僚会議「観光立国行動計画」

(注) 国土交通省の「平成16年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果(事前評価書)」を基に当省が作成した。